

中国中学校体育連盟感謝状贈呈に関する規程

第 1 条 本規程は、中国中学校体育連盟規約第 5 条 4 項に基づき定めるものとする。

第 2 条 本連盟は、次にあげる各事項に該当する教職員に対して、その栄誉功績をたたえ感謝状を送る。

- (1) 本連盟会長、副会長および理事長で 1 年以上在任しその職を退くとき。
- (2) 本連盟理事および調査研究理事で 1 年以上在任しその職を退くとき。
- (3) 本連盟専門委員長で 2 年以上在任しその職を退くとき。
- (4) その他本連盟のために永年にわたり体育振興に顕著な功績のあった教職員について、各県から推薦を受け理事会で承認されたもの。
- (5) その他必要な場合は、本連盟の理事会にかけ、これを贈ることができる。

2 被表彰者の決定および贈呈方法

- (1) 被表彰者は第 1 回の理事会で決定する。
- (2) 対象者は平成 2 年度の在任者から適応する。
- (3) 感謝状の贈呈は原則として関係者の属する中国大会で贈呈する。

附 則 本規程は、平成 3 年 2 月 2 7 日より施行する。